

学校法人山野学苑
山野美容芸術短期大学
機関別評価結果

平成 29 年 3 月 10 日
一般財団法人短期大学基準協会

山野美容芸術短期大学 の概要

設置者	学校法人 山野学苑
理事長	山野 愛子ジェーン
学 長	山野 愛子ジェーン
A L O	木村 康一
開設年月日	平成 4 年 4 月 1 日
所在地	東京都八王子市鎌水 530 番地

<平成 28 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
美容総合学科	美容デザイン専攻	160
美容総合学科	エステティック専攻	40
美容総合学科	国際美容コミュニケーション専攻	30
	合計	230

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	芸術専攻	40
	合計	40

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

山野美容芸術短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 29 年 3 月 10 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成 27 年 7 月 1 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神として「髪、顔、装い、精神美、健康美の五大原則に基づく「美道」の追求・実践」を掲げている。教育目標は、建学の精神に基づき定められており、学内外に表明されている。学習成果については、建学の精神に基づき、教育目標を達成するためにどのようなことができるようになるのかを具現化したものと捉えている。なお、評価の過程で、各学科・専攻課程の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について学則等に定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、当該短期大学の継続的な教育の質保証を図るとともに、その向上・充実に向けてより一層の自己点検・評価活動が求められる。

平成 26 年度に学習成果の見直しを行い、平成 27 年度からルーブリック評価法を導入し、学習成果の評価について改善・向上を図っている。教育の質の保証のために、関係法令の変更については適宜確認し、法令順守に努めている。各専攻会議や自己点検評価・改善委員会において学習成果を確認し、見直す作業を行っており、PDCA サイクルを確立している。自己点検評価・改善委員会は毎月開催され、自己点検・評価報告書はウェブサイト等で公表している。

学位授与の方針は、学習成果に対応しており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件は学則に明確に示している。美容師国家資格等の取得に関する単位を認定することを基準としており、社会的通用性がある。教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針に対応したものであり、教育課程は体系的に編成されている。教育課程の教員配置は、教員の資格・業績を適切に反映している。学習成果に対応する入学者受け入れの方針は明確に示され、ウェブサイトや募集要項等で広く公表されている。教員は、学生による授業評価や FD 活動を通して授業改善に努め、事務職員は、FD・SD 等に参加し、学習成果を共有した上で、学生対応を行っている。学習支援、生活支援及び就職支援については、組織間の連携を緊密に取りながら行われている。留学生に対しても充実した支援が行われている。

専任教員数は専攻課程ごとに短期大学設置基準に定める人数を満たしている。また、専任教員の職位は、学位、教育実績、研究業績等を踏まえ、短期大学設置基準の規定にそくしている。採用や昇格については、教員選考規程に基づき審議を経て行っている。専任教員の研究活動の状況はウェブサイトで公開され、研究発表の場として「山野研究紀要」を刊行している。事務組織に関する規程は組織規程で整備しており、事務組織は各部署や教員と連携して学習成果の獲得に寄与している。人事管理については、学校法人の就業規則及び短期大学の就業規則に基づき行われている。

校地及び校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。教育課程編成・実施の方針に基づき、施設設備は整備され、適切に管理されている。防災用品の備蓄を進め、また、中水利用や LED への切り替え等、省エネルギー・省資源対策も行っている。余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門において、過去 3 か年、事業活動収支が支出超過である。その要因を十分把握しており、学生納付金以外の収入増加と経常経費支出削減を図るなど収支改善に努めている。

理事長は、創立者の下で長年研鑽を積み重ねてきたことから、建学の精神や教育目標等を深く理解しており、学校法人全体を総理している。理事会は寄附行為に基づき理事長によって招集され、最高意思決定機関として運営されている。理事長でもある学長は、教学運営の最高責任者として、教職員に教育研究の指針を示し、短期大学の向上・充実に寄与している。学長は、教授会規程に基づいて教授会を毎月 1 回開催し、教授会での意見を参酌して最終的な判断を行っている。監事は理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べており、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。理事長は、毎年度末に開催される評議員会において、次年度の予算や事業計画について、あらかじめ意見を聴取しており、評議員会は理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。教育情報の公表及び財務情報の公開はウェブサイトにて行っている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実に資する観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神の具体的な理解を図るために、学内に美道ルームを設置し、歴史的に貴重な着物や美粧の道具など、美道を体現する資料を展示している。また、建学の精神を具

体的に論じた著書を学生と教職員の全員に配布し、感想文の提出を求めるなど、建学の精神の周知に努めている。

[テーマ C 自己点検・評価]

- 自己点検評価・改善委員会を毎月開催している。審議事項は建学の精神、教育目標、三つの方針など多岐にわたり、現状を把握するとともに必要な施策を実施している。委員会で審議された事項は、教授会で報告され、更に FD・SD において議題として取りあげるものもあり、自己点検・評価の成果を全学的に活用している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 美容デザイン専攻において、美容師国家試験の合格に向けた対策を行っており、平成 27 年度の合格率は実技、筆記ともに非常に高い合格率を達成した。全ての授業開始時、終了時に教員・学生がともに「よろしくお願ひします」、「ありがとうございます」等、統一した挨拶を教育の一環として行っている。これにより、来学者から学生の挨拶に対して評価する声が多く、マナー教育の成果があがっている。必要に応じて学生の習熟度別のクラス編成をしているのも、学習成果をあげる上で効果を生んでいる。

[テーマ B 学生支援]

- 全専任教員は年 2 回の FD 活動で模擬授業を行い、参加者全員が模擬授業担当者へコメントを記してフィードバックすることで、授業の改善に努めている。FD 活動には、教学への理解を深めるため全職員も参加し、意見を述べている。学生生活のサポートを入学から卒業まで少人数のゼミで行っている。また、学生の健康管理、心のケアやカウンセリングは、常勤看護師、精神科医、臨床心理士が相談に応じており、組織的かつきめ細かい学生支援が行われている。
- 留学生の学習及び生活支援では、中国の言葉と生活習慣に精通した常勤職員を配置している。毎週、留学生ゼミを開催し担当教員が学習や生活の相談に応じている。毎週 1 回、昼休みに留学生ランチ会を開き、教員と自由な会話を通して信頼関係を構築し相談も行っている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスの成績評価方法の欄に「出席」をあげている科目が一部にみられるので、改善と周知・徹底が望まれる。

- 卒業生が就職した企業への聴取結果を文書として残し、教育方法・内容等の改善に活用することが望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門の事業活動収支が支出超過であるので、収支バランスの改善が望まれる。また、安定した財政基盤を構築するよう学校法人全体の中長期計画の策定が望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 評価の過程で、各学科・専攻課程の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について短期大学設置基準の規定どおり学則等に定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、当該短期大学の継続的な教育の質保証を図るとともに、法令順守の下、より一層自己点検・評価活動の向上・充実に努められたい。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神として「髪、顔、装い、精神美、健康美の五大原則に基づく「美道」の追求・実践」を掲げ、学生生活の手引き、ウェブサイト等に明記し、学内外に表明している。入学時の講話や美道を体現する資料の展示等を通じて学生に建学の精神を周知している。加えて、建学の精神を具体的に論じた著書を学生と教職員の全員に配布しており、学内での共有化も図られている。建学の精神は、学内での審議を通じて定期的に確認されている。

教育目標は、建学の精神に基づき定められており、入学時のオリエンテーション、ウェブサイト等を通して学内外に表明されている。また、教授会や専攻会議で教育目標を定期的に確認し点検している。なお、各学科・専攻課程の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が学則等に定められていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学習成果については、建学の精神に基づき、教育目標を達成するために、どのようなことができるようになるのかを具現化したものと捉えている。平成 26 年度に学習成果を一層明確に評価できるようにするために、各専攻課程に共通する社会人基礎力に関する学習成果と各専攻課程の独自の学習成果からなる内容のものへと見直しを行った。また、平成 27 年度からルーブリック評価法を導入し、学習成果の評価について改善・向上を図っている。

学校教育法や短期大学設置基準などの関係法令の変更については、適宜確認し、法令順守に努めている。資格に関する諸団体・諸機関からの通達にも対応している。また、教育の向上・充実のために、時代や社会の変容に応じたニーズや社会の要請に絶えず注意を払いながら、各専攻会議や自己点検評価・改善委員会において学習成果を確認し、見直す作業を行っており、PDCA サイクルを確立している。

自己点検・評価のための組織及び規程を整備し、自己点検評価・改善委員会を毎月開催し、日常的に自己点検・評価を行っている。委員会で審議された事項のうち、全教職員に周知する必要があると考えられる事項は教授会で報告し、更にFD・SDにおいて議題として取り上げ、自己点検・評価の成果を全学的に活用する機会を設けている。自己点検・評価報告書はウェブサイト等で公表している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学位授与の方針は、学習成果に対応しており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件は学則に明確に示している。美容師国家資格等の取得に関する単位を認定することを基準としており、社会的通用性がある。また、学位授与の方針はウェブサイト及び募集要項などで広く学内外に表明されている。

教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針に対応し、教育課程は体系的に編成されている。教育課程の教員配置は、教員の資格・業績を適切に反映している。教育課程の見直しは定期的に行われている。

学習成果に対応する入学者受け入れの方針は明確に示され、ウェブサイトや募集要項などで広く公表されている。入学者選抜は、入学者受け入れの方針に基づき行われている。また、AO入試による入学者には、入学前課題が課され、その理解度が確認されている。

学習成果については、平成 27 年度にルーブリック評価法が作成され、各専攻課程の評価指標 5 領域 4 段階が掘り下げられ、達成段階が設けられたことにより、定量的な評価が可能となった。従って、学習成果は具体性があり、一定期間で獲得可能で、達成可能なものである。また、それらを通して得られる資格には、美容師国家資格等、実際の価値があり、測定が可能である。

平成 27 年度に、卒業生の進路先企業から卒業生評価を聴取しており、その結果は、キャリア支援センター運営委員会、各専攻会議及びゼミ担当教員会議にて共有され、教育課程の改善に生かされている。

教員は、学位授与の方針に基づいた学習成果の評価を行い、その獲得状況を把握し、学生による授業評価や FD 活動を通して授業改善に努めている。事務職員は、非常勤講師会や FD・SD に参加し、学習成果を共有した上で、各部署が学生対応を行っている。また、図書館や英語教育センター等の教育資源を有効に活用している。事務職員も含めた全教職員が、FD・SD 活動において履歴書の書き方について講習を受けており、就職活動を行う学生の履歴書の作成を全学的に指導できる体制を整えている。また、模擬面接において、教員のみならず多くの事務職員が面接委員を務めており、幅広い視点で指導を行っている。

学習支援については、ゼミ、オフィスアワー、オリエンテーション等を通じて組織的に行われている。成績が振るわない学生に対しては、各科目の教員による補習や、個別の面談を通して学習課題を共有し、具体的な課題の提示や学習法の指導等の個別対応を行っている。また、生活支援については、学生・教務委員会、ゼミに加えて保健管理室、法律相談室、独自の奨学金制度を設けている。留学生についても充実した支援を行っている。

就職支援のために、キャリア支援センターを設置しており、ゼミ担当教員と協調して就職のための資格取得、就職試験対策の支援、進学や留学に対する支援を実施している。

入学者受け入れの方針をウェブサイトや学生募集要項に明示している。問い合わせに対して適切に対応しており、オープンキャンパスにおいても質問コーナーを設けている。入学者選抜は多様な選抜試験を明確な基準を定めて実施している。入学手続者に対しては、入学後の授業や学生生活が具体的に意識できるように課題を課している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

専任教員数は専攻課程ごとに短期大学設置基準に定める人数を満たしている。専任教員の職位は、担当科目や職務内容に応じて必要とされるふさわしい学位、教育実績、研究業績等を踏まえ、短期大学設置基準にそくしている。専任教員と非常勤教員の配置は教育課程編成・実施の方針に基づいている。採用や昇格については教員選考規程に基づき審議を経て、行っている。専任教員の研究活動については諸規程を整備し、論文の発表、各領域の専門学会での活動、国際会議出席等が、教育課程編成・実施の方針に基づいて行われている。専任教員の研究活動の状況はウェブサイトで公開している。研究発表の場として「山野研究紀要」を刊行している。FD活動は年2回実施している。

事務組織に関する規程は組織規程で整備しており、現状に合わせて柔軟に運用している。また、事務組織は、課長会議、教授会等で業務改善や情報共有に努めており、関連部署や教員と連携して学習成果の獲得に寄与している。人事管理については、学校法人の就業規則及び短期大学の就業規則に基づき行われている。心身の健康に関するストレスチェックを適正に実施することを今後の検討課題としている。

校地及び校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。ゼミ制度導入に伴い、少人数で授業を行うための演習室、英語教育を推進するため英語教育センター等を整備している。図書館については、図書・研究委員会が関係規程に基づき図書選定及び廃棄、参考図書及び関連図書の整備を行っている。施設設備や物品の管理は、規程を整備し、これに基づき維持、管理をしている。財務諸規程の整備も行っている。コンピュータセキュリティ対策は、教室や図書館に設置された全てのPCに講じている。防災用品の備蓄を進め、また、中水利用やLEDへの切り替え等、省エネルギー・省資源対策も行っている。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、コンピュータ教室が整備されている。Wi-Fiアクセスポイントも設置して、e-learning科目の受講に対応している。コンピュータ教室は授業時間外や課外活動で学生が積極的に利用できる配慮もなされている。

余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門において、過去3か年、事業活動収支が支出超過である。その要因を十分把握しており、経常費補助金の増額や照明のLED化を実施し、学生納付金以外の収入増加と経常経費支出削減を図るなど収支改善に努めている。学校法人全体の中・長期計画を策定し、流動比率の改善も含めた財政健全化を進めていくことが今後の課題である。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、創立者の下で長年研鑽を積み重ねてきたことから、建学の精神や教育目標等を深く理解しており、学校法人全体を総理している。理事会は寄附行為に基づき理事長によって招集され、最高意思決定機関として運営されている。現状では短期大学部門のみが中・長期計画を策定しているため、学校法人全体の中長期計画を策定することが課題となっている。

理事長でもある学長は、教学運営の最高責任者として、建学の精神に基づく教育研究を自ら実践するとともに、教職員に教育研究の指針を示し、短期大学の向上・充実に寄与している。学長は、教授会規程に基づいて教授会を毎月1回開催し、また、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知し、教授会での意見を参酌して最終的な判断を行っている。学

長の選任は、学長選任規程に基づいて行われている。

監事は理事会及び評議員会に出席し、学校法人の運営状況の把握に努め、必要に応じて意見を述べており、また、監事監査も定期的に行われている。学校法人の各種行事にも積極的に出席し、外部の研修会にも参加するなど、監事として適切な業務を行っている。学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員の定数不足については、平成 27 年度に是正し、現在定数を満たしている。今後、評議員会の適切な運営に留意されたい。

理事長は、毎年度末に開催される評議員会において、私立学校法に従い、次年度予算や事業計画についてあらかじめ意見を聴取しており、評議員会は理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

毎年度の事業計画と予算は、前年 9 月から関係部門の意向を集約し始め、3 月の評議員会で諮り、理事会で決定後、速やかに関係部門に伝達している。予算の執行は適正に行われており、短期大学の総務課に経理担当者を配置し、学校法人の経理責任者指導監督の下で日常の出納業務の円滑化を図っている。教育情報の公表及び財務情報の公開はウェブサイトにおいて行っている。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは4基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

地域貢献の取り組みについて

総評

地域に向けたイベントとして、毎年ハロウィンイベントを行っている。美容とメイクという専門性をアピールした活動は、地域の親子に向けた優れた交流イベントであり、美容の楽しさと当該短期大学の取り組みを地域に理解してもらおう機会となっている。

地域社会に向けた公開講座として、地元と協力して多数の公開講座を通年にわたり開講している。科目等履修生の受け入れも行っている。

地域社会の行政・商工業等との交流として、八王子市高齢者福祉課、八王子市美容組合と連携して「認知症サポーターのいる美容室」プロジェクトの推進を支援している。関係を更に強化していくことを目的に「地域連携に関する包括的協定」を結んだ。

地域の教育機関及び文化団体の交流として、八王子に立地する25校の大学や短期大学、高等専門学校によって構成される大学コンソーシアム八王子に加入している。大学コンソーシアム八王子が主催する学生発表会には、産学公連携部会委員を派遣し、運営に協力している。また、全国の理美容師に対する美容福祉教育の推進と相談に係る事業や、高齢者施設等での美容を取り入れたアクティビティの提供と高齢者アクティビティ実践フォーラムを支援している。美容デザイン専攻の学生はインターンシップの一環として訪問美容実習を行っている。加えて八王子市、三鷹市社会福祉施設が推進する美容福祉実践の支援をしている。ほか、長野県、栃木県と学生のUターン、Iターン就職の支援を行うなど、地域社会と多様な交流活動を行っている。

開学以来、美道五大原則に基づく精神美を実践する教職員及び学生のボランティア活動として、8月3日“はさみの日”に、美容教員が中心となり高齢者施設等でハンドマッサージやネイル等の美容のボランティアを実施している。

そして八王子市と協定を結び、専門性を生かして学生自ら参加するボランティア活動を、責任感や達成感の向上とともに、地域に積極的に関わる意識を生み出すことを目標とした必修科目として単位化している。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

- 近隣地域に向けた美容を通じた親子交流の場として、毎年ハロウィンイベントを開催している。また地元と協力して当該短期大学の専門性を生かした公開講座を多数開講し

ており、科目等履修生の受け入れも行っている。

- NPO 全国介護美容福祉協会が行っている、全国美容福祉教育の推進と相談に係る事業、高齢者施設等での美容を取り入れたアクティビティの提供、及び高齢者アクティビティ実践フォーラムを支援している。また、美容デザイン専攻の学生は、インターンシップの一環として訪問美容実習を行うなど、地域社会と多様な交流活動を行っている。
- 美道五大原則に基づく精神美の実践として、高齢者施設等で美容のボランティアを実施している。さらに、八王子市と協定を結び、学生による美容ボランティア活動を必修科目とした。学生が自分に合った活動を選び参加することで、責任感や達成感の向上とともに地域に積極的に関わる意識を生み出している。